

# 高知くらしの護身術

126

## やせる下着

### 呼び出され強引な勧誘

(2009年4月7日掲載原稿)

「痩せる」という宣伝文句に釣られて、何かを購入してしまった経験のある方は多いと思います。

その中でも、金額が大きく、トラブルになりやすい商品の一つに「痩せる下着」(瘦身下着、矯正下着とも呼ばれます)があります。

学生時代の先輩に呼び出され、先輩の知人という販売員に「今痩せないとメタボになる」「月々1万円なら払えるでしょう」と強引に勧められて断りきれずに契約。瘦身下着とサプリのセットで50万円と高額だったので、うちに帰って支払いが不安になり、契約書に書いてあるクーリングオフで解約したいと先輩に電話すると、私が解約すると先輩が損をすると怒られた。

この相談内容では、先輩は相談者が契約することで、紹介料収入があるようですね。相談者は、はじめから50万円の瘦身下着を勧められると知っていれば、いくら相手が先輩でも呼び出しに応じなかったでしょう。

販売目的を知らせずに呼び出して強引に契約をさせる、というのが瘦身下着販売でよく使われる手口です。効果についても、体質や肌質と合わずトラブルになる事例もあります。

契約書にクーリングオフ(無条件解約)の記載があるのですから、期間以内にクーリングオフ通知を出してください。開封、着用していても可能です。この相談の場合はマルチ商法(連鎖販売取引)の販売会員として契約していましたので、書面を受け取ってから20日間のクーリングオフ期間があります。

解約を妨害されて困っている方は消費生活センターにご相談ください。